

財務部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

「令和2年度地方公共団体金融機構長期借入申込書（10月借入分）の提出について（一般会計：臨時財政対策債）」の決裁文書において、専決規程によると、市債借入施行は部長の専決事項と規定されているものの、部長の決裁を受けていなかった。また、文書管理システムへの登録において、登録された伺い文には紙決裁と異なる誤った借入額を登録していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（財務課）

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、第6回横須賀市入札監視委員会委員報酬について、令和2年6月開催分が同年8月19日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（契約課）

(3) 財産管理に関する事務

集会所予定地（金谷2丁目公園横）において、公有（普通）財産貸付申請及び承認に係る事務処理が行われていないもの（電柱の支線柱1基、支線1基）があったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（財務管理課）